

新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る 当面の推進方策

平成24年3月29日
千葉県省エネルギー等対策推進本部

はじめに ～自立分散型のエネルギー確保に向けて～

我々の日常生活や経済活動には、電力などエネルギーの安定確保が不可欠であるが、東日本大震災に起因する電力不足は、これまでの我が国の大規模・集中型の電力供給システムに対する国民の不安を招くに至っている。

こうした中、エネルギーを安定的に確保するためには、既存の大規模・集中型のシステムの活用に加え、多様で自立分散したエネルギー源である再生可能エネルギーなど新たなエネルギーを組み合わせしていくことや、省エネルギー対策など既存エネルギーの高度利用に取り組んでいくことが有効であり、これらを積極的に進めていくことが求められている。

再生可能エネルギーについては、コスト面や安定性に課題があることもあり、エネルギー確保の観点よりも、主として地球温暖化防止の観点から導入が進められてきたところである。しかし、本年7月からの、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「特措法」という）による固定価格買取制度の開始や、省エネや蓄電も含めた技術の進歩を背景に、今後、再生可能エネルギーによる身近な電力を活用して自立分散型のエネルギーを確保しようとする動きが広がると考えられる。

県内においても、家庭における導入促進や地域におけるエネルギー確保に加え、地域の特色を生かしつつ新エネルギー関連の事業展開を図ろうとする動きも活発化しており、今後は、事業展開の拡大や農業・観光など他分野との連携などを通じて、地域や産業の振興の契機となることも期待されている。

こうした認識のもと、県では、エネルギーの分散確保、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を目的として、副知事をチームリーダーとする「新エネルギー活用推進プロジェクトチーム」を昨年7月に立ち上げ、太陽光、太陽熱、風力、小水力など新エネルギーの活用を庁内横断的に推進することとした。同チームでは、昨年8月から9月にかけてプロジェクト提案の募集を行い、県内での民間や地域の事業動向の把握を行った。その後、外部有識者による検討会を開催し意見を伺いながら、先導的な事業や取組への支援策や、新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策を検討してきた。こうした検討を経た上で、本方策は千葉県の新エネルギー推進に向けたプロジェクトチームの当面の取組や体制をとりまとめたものである。

今後は、この方策に基づき、庁内横断的な体制により、民間事業者や県内市町村によるプロジェクト展開や、県民による省エネや新エネルギー導入の取組を促進するとともに、県としても県有施設の活用などに率先して取り組んでいく。

なお、この方策は、現時点でとりまとめた当面の推進方策であり、現在進められている国のエネルギー政策の見直し状況や事業環境の変化などを踏まえ、必要に応じ適宜見

直しを行っていくこととする。

1 当面の推進方策

(1) 民間事業者によるプロジェクト展開の促進

新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用を全県的に推進していくためには、民間事業者による活発な事業展開が極めて重要であり、県としてはそのための環境整備を行っていく必要がある。県内でも、企業による様々なエネルギー関連の対応が行われていることに加え、特措法の成立により中小企業を含む民間事業者の様々な取組が活発化していることから、これらの動きを一層加速させるために必要な支援を行っていく。特に、昨年8月に行った提案募集において提案されたプロジェクトのうち、計画熟度が高いプロジェクトについては、その円滑な事業展開を庁内横断的に支援していく。

ア 行政手続きの円滑化や規制緩和に係る支援

① 県の新エネルギーに係るワンストップ窓口の充実・強化

新エネルギーの導入や既存エネルギーの高度利用に係る迅速な事業展開を支援するため、商工労働部産業振興課に新エネルギー振興室を設け、民間からの様々なプロジェクト提案の相談窓口とし、事業者等に対する提供情報の充実や庁内調整・連携の強化を行う。

② 県の各種手続きの簡略化や処理期間の短縮等の検討

法の目的や規制の趣旨を損なわない範囲で、申請書類の簡略化や審査期間の短縮等について検討を進め、可能なものから順次実施していくほか、ガイドラインの作成による手続円滑化支援についても検討する。

③ 国による規制緩和の内容の周知と円滑な運用

特措法の施行後3年間は、新エネルギーの集中的な利用拡大を図ることとされていることから、国においては「エネルギー・環境会議」等を通じて規制緩和の検討を進めており、順次実施することとされている。このような国における規制緩和の検討・実施に係る情報を、事業者や市町村へ適宜提供していく。また、市町村において円滑に運用されるよう連携・調整する。

④ 総合特区等、国の関連制度の周知及び活用の検討

地域の特性を活かした事業展開を促進するため、総合特区など規制緩和等に活用できる国の関連制度について、事業者や市町村に情報提供を行うとともに、先行事例等も参考にしつつ、活用を検討する。

⑤ 県による規制緩和の検討

規制緩和に係る国の動向や事業者の意向を踏まえながら、法の目的や規制の趣旨を損なわない範囲で規制緩和について随時検討を進め、可能なものから順次実施していく。

イ 事業資金に関する支援

① 国・県・各種団体による事業者向け助成制度等の活用支援

新エネルギーの導入や既存エネルギーの高度利用に資する設備投資等に利用可能な県の制度融資メニューの活用・周知を図るとともに、民間資金需要・供給の動向や先導的な制度の運用状況等を踏まえながら、県の助成制度等のあり方を検討する。

また、経済産業省・環境省や独立行政法人エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などの各種助成制度や関連税制等については、随時情報を事業者や市町村に提供し、必要に応じて各機関との連絡・調整を行う。

② 本県のモデルとなる取組に対する助成制度の導入

特措法の施行により、売電を目的とした事業については固定価格買取制度による採算性の確保が見込まれる。一方で、民間事業者が市町村と連携して行う売電を目的としない公共・公益目的（災害時における電力確保対策等）の事業、中小企業者が地域で共同して行う省エネルギー対策や再生可能エネルギー熱の利活用事業など、民間単独では事業性が十分でなくとも政策的に意義があり、本県のモデルとなる取組もあると考えられることから、これらの事業を対象に経費の一部を助成する。

ウ 事業用地等の確保支援

① 県有資産等（土地・施設）の活用に係る支援の検討

エネルギー分散化の促進や迅速な事業展開に資するため、新エネルギーの事業に活用可能な土地や施設などの県有資産の把握を行うとともに、相手方の選定方法や貸付料、貸付期間など、県有資産を事業者を提供するための制度設計の検討を行う。

② 県有資産以外の資産（市有地や民有地等）の活用に係る支援の検討

土地所有者と事業者間の円滑な事業連携を通じて新エネルギーの導入促進を加速するために、候補地の情報収集を行うとともに、先行事例を参考に、県による支援のあり方を検討していく。

エ その他事業の運営・推進に関する支援

① 事業者間の各種連携の促進

今後、新エネルギーを中心に従来とは異なる分野間の複合的な事業展開が期待されることから、関連技術や事業用地、事業資金、その他事業に必要な資源などの面において事業者間の連携を促進するため、様々な産業支援機関と連携しながら、多様なコーディネート機能を強化するとともに、各種セミナー、ビジネスプラン発表会等の機会の充実を図る。

② 技術開発等に対する支援の充実

ちば中小企業元気づくり基金等による研究開発助成の充実を通じて、既存技術の課題解決や新たな技術開発などの取組を促進する。また、公設の試験研究機関や県内理工系大学などとの産学官連携を促進するとともに、千葉ものづくり認定制度などを通じて、新製品・新技術の創出を促進する。

さらに、産業支援技術研究所による中小企業の電力使用状況の把握の支援などを通じて、中小企業の省エネルギー対策を後押しする。

(2) 県内市町村等によるプロジェクト展開の促進

地域における自立分散型エネルギーの確保や地域経済の活性化に向けては、市町村の果たす役割が大変重要となることから、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村が主体となる取組や地域団体による主体的な取組に対して、支援を行っていく。

ア 新エネルギー関連事業への財政支援

地域における自立分散型エネルギーの確保を図るため、災害時の電力確保など、公共施設における新エネルギー等の活用や、民間事業者と連携して行う公共・公益を目的とする事業で、本県のモデルとなる取組に対して経費の一部を助成する。

また、国やNEDOなどが実施する各種助成制度について、情報の提供を行うとともに、必要に応じて各機関との連絡・調整を行う。

イ 地域におけるプロジェクト検討への支援

市町村が行う地域におけるプロジェクトの検討について、市町村の要請により県が参加してアドバイスを行うなど、積極的に支援を行う。

ウ 国の関連制度や他自治体の先導的な事例などについての周知及び活用の検討

地域の特性を活かした事業展開を促進するため、総合特区など規制緩和等に活用できる国の関連制度や他自治体の先導的な事例について、事業者や市町村に情報提供を行うとともに、先行事例等も参考にしつつ、これらの県内での活用を検討する。

(3) 県民による取組の促進

新エネルギーや省エネルギーの普及促進のためには、消費サイドからの意識向上や積極活用も重要であることから、家庭等における導入促進や県民に対する意識啓発を進めていく。

ア 太陽光発電等の新エネルギー・省エネルギー設備の設置促進

家庭における新エネルギーの導入を進め、エネルギー分散確保及び環境への負荷の低減を一層促進するため、市町村と連携し、住宅用太陽光発電設備の設置費用に対する助成を行う。なお、24年度は予算額を大幅に増額して、県民による取組を支援する。

また、太陽熱利用設備など他の設備の設置促進策についても検討していく。

イ エネルギーに関する県民意識の啓発

環境負荷の低減やエネルギーの分散確保を図ることに加え、引き続き厳しい電力需給が懸念されるなか、家庭における省エネや新エネルギーの導入の重要性が増している。そこで、エコメッセ等のイベントや県民向けの各種セミナーの開催、国から認定された「次世代エネルギーパーク」を活用したエネルギー関連施設による環境学習等を通じて、エネルギーに関する県民意識の一層の向上を図る。

(4) 県自らの取組の推進

県自らも、多くのエネルギーを消費する一消費者であることに加え、県有施設等を活用した新エネルギーの導入拡大も期待されることから、県有施設等における省エネを推進するとともに、県有施設の屋根等を活用した新エネルギーの導入の検討を進めるほか、県の政策課題における新エネルギーの活用可能性を幅広く検討する。

ア 県有施設等における省エネルギー対策の推進

県では、既存の県有施設におけるエネルギー使用量を低減し、二酸化炭素排出量と光熱水費の削減を図るため、平成20年度に「さわやか県民プラザ」においてESCO事業による省エネ改修を行っている。今後も引き続き、県有施設における省エネ化を推進するため、平成23年度に実施した専門業者による簡易省エネ診断の結果等を踏まえ、ESCO事業等の可能性の高い施設から、順次、事業を進めていくとともに、その効果について広く県民に公表していく。

また、LED照明への転換など県有施設等への省エネルギー設備の導入を進める。

イ 新エネルギーの導入推進

県有施設の敷地や屋上を活用した新エネルギーの導入について、県自らによる設置運営のほか、民間事業者への提供による設置促進についても検討を行う。

また、県有施設等における未利用エネルギーの有効活用（小水力発電の設置等）についても進めていく。

ウ 県の政策課題における新エネルギーの活用可能性の検討

今後、新エネルギー関連のビジネス環境が整備され、様々な事業展開が予想されるなか、産業拠点の強化や未利用地の活用などといった県の政策課題における新エネルギーの活用可能性について、外部の知見を活用しながら検討し、今後の政策に反映していく。

2 推進体制

関係部局による横断的な推進を図るため「千葉県省エネルギー等対策推進本部」の下に設置した「新エネルギー活用推進プロジェクトチーム」（以下「PT」）事務局の総合調整機能を強化するとともに、県内の事業展開等を支援するため4つの分野別支援チームを置き、庁内連携のもと、円滑な事業化について積極的な支援を行っていく。

(支援チーム)

- ・ 手続関連チーム (許認可等行政手続きの円滑化支援)
- ・ 資金関連チーム (事業資金の支援)
- ・ 用地関連チーム (事業用地等の確保支援)
- ・ 技術関連チーム (技術関連の支援)

(PT事務局) 環境生活部環境政策課及び商工労働部産業振興課

新エネルギー導入等に係る推進体制

千葉県省エネルギー等対策推進本部

本部長 (知事) --- 副本部長 (副知事) --- 本部員 (各部局庁の長)

《設置目的》

- 東日本大震災に伴う県内における電力供給不足への対応
- 県内における省エネルギー・新エネルギーの一層の推進

新エネルギー活用推進 プロジェクトチーム (特別チーム)

チームリーダー (坂本副知事)
チーム員 (各部局庁の主管課長、
管財課長 及び
産業振興課長)

手続関連 チーム

チームリーダー
(産業振興課)

資金関連 チーム

チームリーダー
(環境政策課)

用地関連 チーム

チームリーダー
(環境政策課)

技術関連 チーム

チームリーダー
(産業振興課)

分野別の支援チーム

新エネルギー活用推進に関する有識者検討会について

新エネルギー活用推進プロジェクトチームにおける新エネルギーの導入促進等に関する検討にあたり、専門的な立場から意見を聴くため、平成23年10月に新エネルギー活用推進に関する有識者検討会（以下 有識者検討会）を設置した。有識者検討会の委員は次頁の通りである。

1 有識者検討会の所掌事務

- (1) 新エネルギー活用プロジェクトの提案募集に対して応募のあったプロジェクトについて、県が支援するプロジェクトの選定及び県の支援策に関し助言を行うこと
- (2) 県における新エネルギー活用推進方策の検討に関し助言を行うこと
- (3) その他新エネルギー等の活用推進に必要な事項に関し助言を行うこと

2 平成23年度の有識者検討会の開催概要

第1回 平成23年11月2日（水）

（主な議題）

- ・今後の検討の進め方
- ・提案プロジェクトの概要

第2回 平成23年12月14日（水）

（主な議題）

- ・提案プロジェクトの現況
- ・支援の方向性

第3回 平成24年2月7日（火）

（主な議題）

- ・提案プロジェクトへの今後の対応
- ・提案プロジェクトに係る支援
- ・新エネルギーに係る当面の活用推進方策

3 来年度以降の有識者検討会の開催

来年度も、以下の論点を中心に有識者検討会を開催する予定となっている。

（検討予定事項）

- ・平成23年度に提案を受けたプロジェクトの事業展開にあたり、県が行う支援
- ・新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策の見直し
- ・新エネルギー等導入促進モデル事業の支援対象選定に係る評価基準
- ・25年度以降に県が行う支援内容

千葉県新エネルギー活用推進に関する有識者検討会 委員名簿

○は座長

委員名	所属
倉阪 秀史	千葉大学大学院人文社会科学研究科教授
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR部長
徳岡 麻比古	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 統括主幹
○ 中込 秀樹	千葉大学大学院工学研究科教授
森 俊介	東京理科大学理工学部経営工学科教授

24年度千葉県当初予算における新エネルギー・省エネルギー関係事業

単位:千円

	事業名	事業概要	予算額	部局	課
1	太陽光発電設備導入補助事業	住宅用太陽光発電設備設置に対する助成制度。補助率：20,000円/kw	300,000	環境生活部	環境政策課
2	千葉県新エネルギー等活用推進事業【新規】	有識者検討会 334 モデル事業 60,000	60,334	環境生活部	環境政策課
3	千葉県新エネルギー導入促進総合検討調査事業【新規】	県での施策検討・決定に資する情報の収集・整理を民間シンクタンク等へ委託	10,000	商工労働部	産業振興課
4	中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給	環境保全事業（新エネを含む）について中小企業者が商工労働部の制度融資を受けた場合にその利子の一部を補給	6,861	環境生活部	環境政策課
5	地球温暖化防止普及啓発事業の一部	家庭用省エネルギーに関する総合リーフレットの作成	470	環境生活部	環境政策課
6	優良事業所認証事業	優良事業認証制度の広報用リーフレット作成	163	環境生活部	環境政策課
7	環境マネジメントシステム推進事業	環境マネジメントシステムの運用及び省エネ法に基づくエネルギー管理の実践	1,528	環境生活部	環境政策課
8	産業振興課運営費の一部（次世代エネルギーパーク情報発信関連経費）	次世代エネルギーパークのPR	490	商工労働部	産業振興課
9	バイオマス活用推進事業の一部（BDFのCO2削減効果の検証）	BDFのCO2削減効果の検証	62	環境生活部	資源循環推進課

10	県立高等技術専門校の建物修繕の一部 【新規】	デマンド監視装置の設置 1式（市原校）553 外灯LED化 6基（船橋校）924	1,477	商工 労働部	産業 人材課
11	浄・給水場施設整備事業の一部	浄・給水場の設備更新に合わせた省エネルギー機器の導入 3か所	1,090,896	水道局	浄水課
12	新エネルギーの導入事業 【新規】	給水場に小水力発電設備を導入するための事前工事	37,800	水道局	浄水課
13	信号機LED化・交通安全施設整備事業の一部（LED化部分）	信号機灯器をLED灯器に更新するもの ・車両用灯器LED化 131式 ・歩行者用灯器LED化 141式	300,498	警察 本部	交通 規制課
	合計		1,810,579		